

## ルール補足資料

### 異常なコース状態（地面にくい込んだ球）

#### 16.3 地面にくい込んでいる球

##### 16.3a 救済が認められる場合

(1) 球はジェネラルエリアにくい込んでいなければならない。 プレーヤーの球がジェネラルエリアにくい込んでいる場合にだけ規則16.3bに基づいて救済が認められる。

- 球がジェネラルエリア以外の場所にくい込んでいる場合、この規則に基づく救済はない。
- しかし、球がパッティンググリーンにくい込んだ場合、プレーヤーはその球の箇所をマークして拾い上げ、ふくことができ、その球の衝撃による損傷を修理してその球を元の箇所にリプレースすることができる(規則13.1c(2)参照)。

例外—ジェネラルエリアにくい込んだ球に対して救済が認められない場合：次の場合、規則16.3bに基づく救済はない：

- 球がフェアウェイの長さかそれ以下に刈っていないジェネラルエリアの一部の砂の中にくい込んでいる場合。
- プレーヤーが罰なしの救済を受けることが認められていない状態が理由で、球をあるがままにプレーすることが明らかに不合理な場合(例えば、球がブッシュの中にあるためにそのプレーヤーがストロークを行うことができない場合)。

(2) 球が地面にくい込んでいるかの決定。 プレーヤーの球は次の要件を満たした場合にだけ地面にくい込んでいることになる：

- そのプレーヤーの直前のストロークの結果作られた自らのピッチマークの中にある。
- 球の一部が地表面以下にある。

球が自らのピッチマークの中にあるのか、別の球によって作られたピッチマークの中にあるのかどうかプレーヤーがはっきりと分からない場合、入手できる情報からその球は自らのピッチマークの中にあると結論づけることが合理的である場合には、その球は地面にくい込んでいるものとして扱うことができる。

プレーヤーの直前のストローク以外の結果として球が地表面以下にある場合、その球は地面にくい込んでいることにはならない。例えば：

- 誰かに踏まれて球が地面に押し込まれた。
- 球が空中に飛ぶことなくそのまま地面にくい込んだ。
- 規則に基づいて救済を受けるときにドロップした球が地面にくい込んだ。

### 図16.3a: 球が地面にくい込んでいる場合



#### 球が地面にくい込んでいる

球(自らのピッチマークの中にある)の一部が地表面以下にある。

← 地表面



#### 球が地面にくい込んでいる

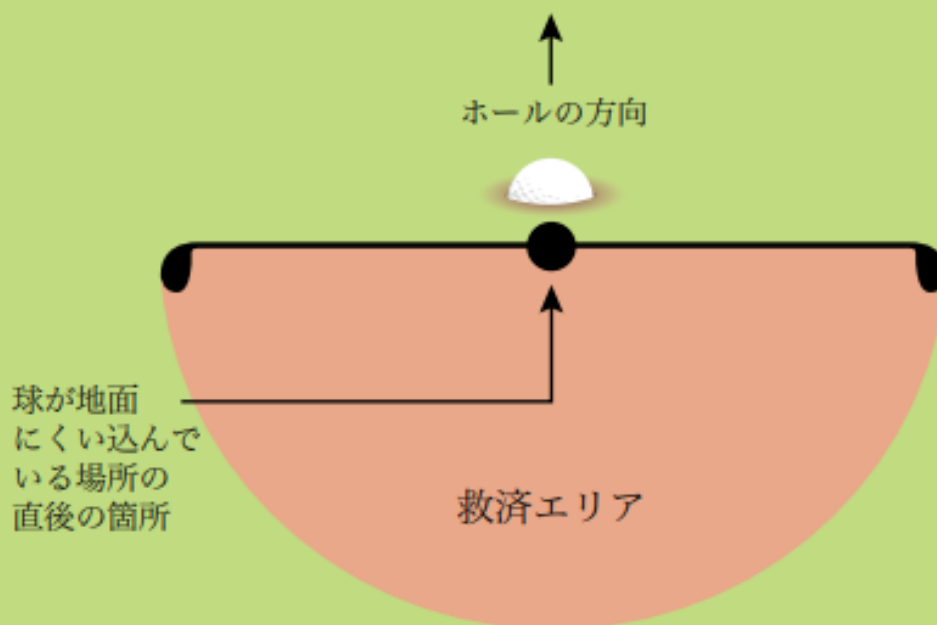
球が土に触れていないという事実にかかわらず、球(自らのピッチマークの中にある)の一部が地表面以下にある。



#### 球が地面にくい込んでいない

球が芝の中にあるが、球の一部が地表面以下にはないので、救済はない。

### 図16.3b: 地面にくい込んだ球に対する罰なしの救済



- 球がジェネラルエリアの地面にくい込んでいる場合、罰なしの救済を受けることができる。
- 救済を受けるための基点は球が地面にくい込んでいる場所の直後の箇所である。
- 救済エリアは基点から1クラブレンジで、その基点よりホールに近づかない、ジェネラルエリアでなければならない。
- 球をその救済エリア内にドロップし、球はその救済エリア内に止まらなければならない。